

ご参考資料

OSJBホールディングス株式会社（吸収合併消滅会社）の
最終事業年度（第7期 2020年4月1日から2021年3月31日
まで）に係る計算書類等

事業報告

連結計算書類

連結貸借対照表

連結損益計算書

連結株主資本等変動計算書

連結注記表

計算書類

貸借対照表

損益計算書

株主資本等変動計算書

個別注記表



OSJBホールディングス株式会社

事業報告

(2020年4月1日から2021年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

■ 事業の全般的状況

当連結会計年度におけるわが国経済は、内外における新型コロナウイルス感染症の影響から引き続き厳しい状況にあります。輸出はアジア向けの増加を中心に全体的に緩やかな持ち直しがみられ、生産も鉱工業を中心として回復基調にあります。感染症の影響により大幅に悪化していた企業収益も引き続き非製造業での弱さはみられるものの、総じてみれば改善しております。しかしながら一部個人消費持ち直しの動きに足踏みがみられることから、感染症拡大による下振れリスクの高まりを注視する状況が続いております。

一方、公共投資につきましては、国の令和2年度一般会計予算の補正予算で講じられた約2.4兆円の予算措置と前年度水準を確保した令和3年度一般会計予算と合わせることで、公共事業関係費全体は前年度並みの8.5兆円となっております。加えて公共工事請負金額も対前年同期比3,400億円増の102.3%の実績となっていることから、高い水準を維持する予算額執行の効果発現と併せ、引き続き堅調に推移していくことが見込まれております。

このような状況におきまして、当社グループ全体で受注活動に取り組んだ結果、当連結会計年度の受注高は、611億9千2百万円（前年同期比6.5%減）となりました。前連結会計年度において、建設事業、鋼構造物事業で例年を上回る実績であったため、前連結会計年度比では減少とはなりましたが、例年の水準を確保しております。

当連結会計年度の主要な受注は、以下のとおりであります。

(建設事業)

- ・ニューマチックケーソン工事
国土交通省近畿地方整備局「長殿道路1号橋P1橋脚工事」
- ・コンクリートの新設橋梁工事
東日本高速道路株式会社「横浜環状南線 神戸橋（PC上部工）工事」
- ・橋梁の補修補強工事
中日本高速道路株式会社
「北陸自動車道（特定更新等）富山IC～立山IC間床版取替工事（その2）」

(鋼構造物事業)

- ・鋼構造の新設橋梁工事
群馬県「補助公共 道路改築事業（国道・連携）（仮称）新大国橋上部工製作架設工事」
- ・橋梁の補修補強工事
西日本高速道路株式会社
「令和2年度
沖縄自動車道（特定更新等）許田高架橋南他1橋床版取替工事（その1）」

売上につきましては、建設事業、鋼構造物事業ともに、総じて工程の遅れもなく順調に推移し、売上高は629億2千5百万円（前年同期比18.4%増）となり、また大規模更新事業等の工事の発注規模の大型化、長期化等から受注残高は、764億6千1百万円（前年同期比2.2%減）となりました。

損益面では、売上総利益は97億6千2百万円（前年同期比21.7%増）、営業利益は52億3千9百万円（前年同期比38.4%増）、経常利益は53億4千4百万円（前年同期比36.5%増）となり、親会社株主に帰属する当期純利益は39億4千3百万円（前年同期比42.2%減）となりました。親会社株主に帰属する当期純利益の減少は、前連結会計年度において有形固定資産の売却による売却益59億4百万円を計上したことによるものです。

売上高	629億2千5百万円	営業利益	52億3千9百万円
経常利益	53億4千4百万円	親会社株主に帰属する当期純利益	39億4千3百万円

■ 事業の部門別状況

当社グループの事業は、以下のとおりであります。

〔建設事業〕	プレストレストコンクリートの建設工事及び製造販売、 ニューマチックケーソン・補修補強等の建設工事、耐震補強 建築工事の設計・施工、建設工事用資材の販売
〔鋼構造物事業〕	橋梁等の鋼構造物の設計・製作・架設・補修補強等工事
〔その他〕	太陽光発電による売電事業

当連結会計年度の受注高・売上高・受注残高

(単位：百万円)

事業部門	前連結会計年度末 受注残高	当連結会計年度 受注高	当連結会計年度 売上高	当連結会計年度末 受注残高
建設事業	67,633	53,120	54,970	65,782
鋼構造物事業	10,561	7,956	7,839	10,679
その他	—	115	115	—
合計	78,194	61,192	62,925	76,461

(2) 設備投資等の状況

当連結会計年度に実施いたしました設備投資の総額は36億3千7百万円であり、その主なものは、賃貸用不動産の取得、ニューマチックケーソン工法工事の施工にかかる設備のほか、維持更新のための機械装置及び工具器具備品の買換え等であります。

(3) 資金調達の状況

当社は、機動的かつ安定的な資金調達のため、取引銀行5行との間でシンジケーション方式による総額45億円のコミットメントライン契約を締結しております。なお、当期末において当該契約に基づく実行残高はありません。

当社連結子会社であるオリエンタル白石株式会社は、山木工業ホールディングス株式会社の株式取得を目的として2021年2月に長期借入金37億3千万円を借り入れました。

(4) 対処すべき課題

2021年4月1日付のオリエンタル白石株式会社との吸収合併に伴い、当社が消滅したことにより、本事項につきましては、オリエンタル白石株式会社の事業報告をご参照下さい。

(5) 財産及び損益の状況の推移

区 分	第4期 2016年度	第5期 2017年度	第6期 2018年度	第7期 2020年度 (当連結会計年度)
受 注 高 (百万円)	51,786	61,112	65,441	61,192
売 上 高 (百万円)	49,578	50,352	53,158	62,925
経 常 利 益 (百万円)	3,317	4,181	3,915	5,344
親会社株主に帰属 する当期純利益 (百万円)	2,130	3,226	6,828	3,943
1株当たり当期純 利 益 (円)	17.81	26.99	57.21	33.47
総 資 産 (百万円)	43,856	46,674	52,173	62,970
純 資 産 (百万円)	25,248	27,799	33,318	36,383

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主な事業内容
オリエンタル白石株式会社	500百万円	100.0%	プレストレストコンクリート、ニューマチックケーソン、補修補強等の建設工事
日本橋梁株式会社	40百万円	100.0%	橋梁等の鋼構造物の設計・製作・架設・補修補強等の建設工事
株式会社タイコー技建	20百万円	100.0% (100.0%)	建設工事、工事機材の運搬
山木工業ホールディングス株式会社	100百万円	99.9% (99.9%)	山木工業株式会社の株式保有を通じた経営指導
山木工業株式会社	60百万円	99.9% (99.9%)	建設工事（港湾、土木、建築）

(注) 1. 当社の出資比率の（ ）内は、間接所有割合を内数で示しております。

2. 当社子会社のオリエンタル白石株式会社は、2021年2月19日付で山木工業ホールディングス株式会社の株式を取得し、子会社（当社孫会社）といたしました。

3. 山木工業株式会社は、山木工業ホールディングス株式会社の完全子会社であり、当社の曾孫会社となっております。

③ 事業年度末における特定完全子会社の状況

会社名	住所	帳簿価額の合計額	当社の総資産額
オリエンタル白石株式会社	東京都江東区豊洲五丁目6番52号	4,882百万円	11,377百万円

(7) 主要な営業拠点及び工場

当 社	本社	東京都江東区豊洲五丁目6番52号
オリエンタル白石株式会社	本社	東京都江東区豊洲五丁目6番52号
	支店	東北(宮城県)、東京、大阪、福岡
	営業支店	名古屋、広島、四国(徳島県)、沖縄
	営業所	北海道、岩手、福島、新潟、石川、神奈川、茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、滋賀、兵庫、和歌山、島根、鳥取、高知、山口、長崎、熊本、宮崎、鹿児島
	工場	関東工場(栃木県)、滋賀工場、福岡工場
日本橋梁株式会社	本社	大阪府大阪市西区江戸堀一丁目9番1号
	支店	東京
	事業所	神戸(兵庫県)
	営業所	仙台、群馬、名古屋、大阪、広島、九州(福岡県)
	工場	尾道工場(広島県)
株式会社タイコー技建	本社	茨城県つくば市緑ヶ原一丁目1番地2
山木工業ホールディングス株式会社	本社	福島県いわき市平谷川瀬三丁目1番地の4
山木工業株式会社	本社	福島県いわき市平谷川瀬三丁目1番地の4
	工事事務所	福島県いわき市小名浜

(8) 従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
928名	86名増	46.8歳	19.8年

- (注) 1. 従業員数は就業人員であります。
2. 前連結会計年度末比86名増の主な要因は、山木工業株式会社を子会社化したことによります。

(9) 主要な借入先の状況

借入先	借入残高
株式会社三井住友銀行	428百万円
株式会社三菱UFJ銀行	4,087百万円

- (10) その他企業集団の現況に関する重要な事項
該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項（2021年3月31日現在）

(1) 発行可能株式総数

138,809,400株

(2) 発行済株式の総数

117,918,436株（自己株式 4,594,955株を除く。）

(3) 株 主 数

18,911名

(4) 大 株 主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	22,072 千株	18.71 %
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	10,949	9.28
GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL AL	5,060	4.29
NOMURA INTERNATIONAL PLC A / C J A P A N F L O W	3,288	2.78
J. P. MORGAN SECURITIES PL C FOR AND ON BEHALF OF IT S CLIENTS JPMSP RE CLIENT A S S E T S - S E G R A C C T	2,000	1.69
GOVERNMENT OF NORWAY	1,905	1.61
日 本 証 券 金 融 株 式 会 社	1,438	1.21
株式会社日本カストディ銀行（信託口5）	1,399	1.18
山 内 正 義	1,349	1.14
MLI FOR CLIENT GENERAL OM NI NON COLLATERAL NON TRE A T Y - P B	1,332	1.13

（注）持株比率は、発行済株式総数から自己株式を控除した株式数を分母に用いて算出しております。

(5) その他株式に関する重要な事項

当社は、株主還元及び資本効率の向上と経営環境に応じた機動的な資本政策を遂行するため、会社法第165条第2項及び定款第7条の定めにより、2020年9月3日開催の取締役会決議に基づき、2020年9月8日から2020年10月30日の間、市場取引により、1,231,700株（発行済株式総数（自己株式を除く）に対する割合は1.04%）の自己株式を総額299,984,800円で取得いたしました。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の氏名等

(2021年3月31日現在)

地 位	氏 名	担 当	重要な兼職の状況
取締役社長※	大野 達也		オリエンタル白石株式会社 代表取締役社長
取締役	橋本 幸彦	内部統制担当 経営企画担当 管理部門担当 法務コンプライア ンス担当	オリエンタル白石株式会社 取締役
取締役	坂下 清信		日本橋梁株式会社 代表取締役社長 株式会社トーア紡コーポレーション 取締役
取締役	正司 明夫	技術部門担当	オリエンタル白石株式会社 取締役
取締役	遊津 一八	施工部門担当	オリエンタル白石株式会社 取締役
取締役	加藤 英明		
取締役	酢谷 裕子		銀座PLUS総合法律事務所 パートナー弁護士
取締役	森永 博之		
取締役 監査等委員（常勤）	久米 清忠		オリエンタル白石株式会社 監査役
取締役 監査等委員	小島 公彦		バリューアドバイザリー合同会社代表社員
取締役 監査等委員	千葉 直人		D T弁護士法人 弁護士

(注) 1. ※は代表取締役であります。

2. 取締役住江清氏は、2020年6月24日開催の第6期定時株主総会終結の時をもって、任期満了により取締役を退任しました。

3. 監査役 久米清忠氏、平井利明氏、桃崎有治氏、小林弘幸氏は、監査等委員会設置会社移行により、2020年6月24日開催の第6期定時株主総会終結の時をもって、監査役を退任しました。

4. 取締役 加藤英明氏、酢谷裕子氏、森永博之氏は、社外取締役であります。

5. 取締役 小島公彦氏、千葉直人氏は、監査等委員である社外取締役であります。

6. 取締役 加藤英明氏、酢谷裕子氏、森永博之氏、小島公彦氏、千葉直人氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員であります。

7. 取締役小島公彦氏は、公認会計士としての資格を有しており財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、業務執行を行わない取締役及び監査役と会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、会社法第425条第1項に定める額を責任の限度としております。

(3) 取締役及び監査役の報酬等に関する事項

① 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針

当社の役員報酬については、2021年3月1日施行の会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）により、株主総会決議に基づく取締役の報酬等について、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を定めることが求められたことから、2021年2月12日開催の取締役において以下の事項を決議しております。

a. 基本方針

当社の取締役の報酬は、純粋持株会社であること及び業務執行取締役全員が子会社の取締役を兼任していることから、固定報酬のみで構成し、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。具体的には、業務執行取締役及び社外取締役の報酬は、共に固定報酬としての基本報酬のみを支払うこととする。

b. 基本報酬(金銭報酬)の個人別の報酬等の額の決定に関する方針

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位に応じて決定するものとする。

c. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬額については取締役会決議にもとづき代表取締役社長がその具体的内容について委任をうけるものとし、その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額とする。

取締役会は、当該権限が代表取締役社長によって適切に行使されるよう、指名・報酬諮問委員会に原案を諮問し答申を得るものとし、上記の委任をうけた代表取締役社長は、当該答申の内容に従って決定をしなければならないこととする。

② 役員報酬に関する株主総会決議に関する事項

当社は、2015年6月26日開催の第1期定時株主総会において、取締役の報酬額は年額2億円以内（うち社外取締役分は年額60百万円以内。使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）、監査役の報酬額は年額40百万円以内と決議しております。

また、2019年6月21日開催の第5期定時株主総会において、取締役（社外取締役を除く。）に対する株式報酬制度の導入を決議しており、株式報酬制度に基づき付与されるポイント総数の上限は1事業年度あたり46,000ポイント（1ポイントは当社株式1株）、当社が信託に拠出する金銭の上限は5事業年度で50百万円としております。

なお、2020年6月24日開催の第6期定時株主総会の決議により監査等委員会設置会社に移行しており、同定時株主総会において、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額は年額2億円以内（うち社外取締役分は年額60百万円以内。使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。同定時株主総会終結時点における取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は8名（うち社外取締役は3名））、監査等委員である取締役の報酬は年額40百万円以内（同定時株主総会終結時点における監査等委員である取締役の員数は3名）と、それぞれ決議しております。また、同定時株主総会において、株式報酬制度についても、改めて当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）を対象とした報酬枠の設定について決議しており（同定時株主総会終結時点における取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）の員数は5名）、1事業年度あたりに付与されるポイント総数の上限、及び5事業年度で当社が信託に拠出する金銭の上限は、第5期定時株主総会で決議したものと同一であります。

③ 役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる役員 の員数 (人)
		固定報酬 (基本報酬)	変動報酬 (賞与)	株式報酬	
取締役 (監査等委員であるものを除く。) (うち社外取締役)	27 (18)	27 (18)	— (—)	— (—)	9 (4)
監査等委員である取締役 (うち監査等委員である社外取締役)	14 (7)	14 (7)	— (—)	— (—)	3 (2)
監査役 (うち社外監査役)	5 (3)	5 (3)	— (—)	— (—)	4 (3)

- (注) 1. 上記の取締役の支給人員には、2020年6月24日開催の第6期定時株主総会の終結の時をもって退任した1名を含んでおります。
 2. 上記の監査役の支給人員には、2020年6月24日開催の第6期定時株主総会の終結の時をもって退任した4名を含んでおります。
 3. 当事業年度において、取締役に対する株式報酬支払額は発生していません。

(4) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係及び当事業年度における主な活動状況

(a) 社外取締役 加藤英明氏

当事業年度に開催の取締役会19回全てに出席し、企業経営に関する豊富な経験と幅広い知見を活かし、経営に関し適切な意見を述べるなど、適宜発言を行っております。

(b) 社外取締役 酢谷裕子氏

2007年9月に弁護士登録をしております。

重要な兼職先であります銀座PLUS総合法律事務所と当社の間には、特別な関係はありません。

当事業年度に開催の取締役会19回のうち18回に出席し、主として弁護士としての専門的見地から、必要に応じ、取締役会の意思決定について適切かつ様々な発言を行っております。

(c) 社外取締役 森永博之氏

当事業年度において2020年6月24日の選任後以降に開催の取締役会15回全てに出席し、企業経営に関する豊富な経験と幅広い知見を活かし、経営に関し適切な意見を述べるなど、適宜発言を行っております。

(d) 社外取締役 小島公彦氏

重要な兼職先でありますバリューアドバイザリー合同会社と当社の間には、特別な関係はありません。

当事業年度において2020年6月24日の選任後以降に開催の取締役会15回全てに出席し、また、監査等委員会9回全てに出席し、必要に応じ、主として公認会計士としての専門的見地から、取締役会の意思決定の妥当性及び適正性を確保すべく議案の審議に必要な意見表明を行っております。

(e) 社外取締役 千葉直人氏

重要な兼職先でありますD T 弁護士法人と当社の間には、特別な関係はありません。

当事業年度において2020年6月24日の選任後以降に開催の取締役会15回全てに出席し、また、監査等委員会9回全てに出席し、主として弁護士としての専門的見地から、必要に応じ、取締役会の意思決定について適切かつ様々な発言を行っております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

- | | |
|---------------------------------|-------|
| ① 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額 | 28百万円 |
| ② 当社及び子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 92百万円 |

- (注) 1. 会計監査人の報酬等について、監査等委員会は、前年度の監査実績の分析を行い、当年度の監査体制、監査計画、要員計画及び監査予定時間等を勘案するとともに、経営執行部からの資料と報告を受けて監査報酬見積りの相当性等を確認し、合理的な水準であると判断して同意いたしました。
2. 会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、監査証明業務に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 非監査業務の内容

当社は会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）である「収益認識に関する新会計基準の対応支援業務」を委託し対価を支払っております。子会社においては「株式取得に伴うデューデリジェンス業務」「買収企業の決算早期化に係る助言業務」「買収後の統合事務局の支援助言業務」「財務諸表翻訳業務」を委託し対価を支払っております。

(4) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会計監査人と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約の締結はいたしておりません。

(5) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、解任については会計監査人に会社法第340条第1項各号に該当し或いはそれに準じる事実を認め且つ改善の見込みが認められない場合に、また、不再任については会計監査人の業務執行状況、経済状況等諸般の事情を総合的に勘案して会計監査人を再任しないことが適切妥当と判断する場合に、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案内容の決定を行う方針です。

(6) その他の事項

当事業年度に辞任または解任された会計監査人はおりません。

6. 業務の適正を確保するための体制

当社は、以下のとおり「内部統制システムの構築に関する基本方針」を取締役会決議により定めております。

〈目的〉

OSJBグループは、「経営理念」、「企業行動規範」に基づき、安定した、より堅固な経営基盤を構築するため、グループの業務運営の適正性・適法性を確保する内部統制システムを整備しております。その状況を監視し実効性を担保するために、グループ各社の取締役等が出席する定期開催の「グループ経営会議」を、グループ各社の情報を適時に共有し、重要事項の審議を行う機関として設置しております。

- ① 当社グループは、内部統制をコーポレート・ガバナンス確保のための重要な基盤と認識し、当社グループが持続的に成長して、堅固な経営基盤を保持し、企業価値を高めていくために、内部統制の強化とその有効性の継続的な監視を行っていきます。
- ② 当社グループは、内部統制の整備・運用状況については、規範・組織・教育の観点から継続的に評価し、必要に応じて改善を行ない、実効性のある体制の構築に努めます。
- ③ 当社グループは、グループ各社の役職員が企業活動を行なう上で、目標となる経営理念及び守るべき行動規範を定めて企業倫理の徹底を図ります。

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 「取締役会規程」に基づき、取締役会を原則として毎月1回開催し、定められた重要な業務執行に関する事項を決定し、取締役は、取締役会を通じ他の取締役の業務執行を監督する。
- ② 「監査等委員会監査等基準」及び「内部統制システムに係る監査等委員会監査の実施基準」に基づき、監査等委員会は、それぞれの取締役の職務の執行を監視するとともに、取締役が内部統制システムを適切に構築・運用しているかを監査し、必要があると認めたときは、取締役に對してその改善を助言、勧告を行うなど適切な措置を講じる。また、法令・定款に違反する恐れがある事実及び会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実を発見したときは、遅滞なく取締役会に報告する。
- ③ 「コンプライアンス規程」及び「内部通報制度運用規程」において、法令違反行為のみならず、あらゆるコンプライアンスに関する事項を対象とした社内通報制度を定め、取締役の職務執行も対象とすることにより、監視体制の強化を図る。
- ④ コンプライアンスに関する規程として、「企業行動規範」を制定し、役職員の教育を行うとともに、コンプライアンスの状況を監査し、また「企業行動規範」の中には、公正で自由な競争に基づく事業活動の推進、社会との調和に関する項目などを明記し適切に対応する。
- ⑤ 法令又は定款に違反した役職員については、社内規程に基づき取締役会で処分する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報を文書または電磁媒体に適正に記録し、取扱いについては、「文書管理規程」に基づき、適切に保存及び管理を行う。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

経営に重大な損失を与えるおそれのあるリスクに適切に対応するため、「リスク管理規程」を制定し、「グループリスク管理委員会」を当社グループのリスク管理機関として、リスク管理の対応状況をモニタリングし、必要な措置について審議する体制を構築する。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 中期経営計画及び年度予算に基づき「グループ経営会議」を通じてグループ各社の目標達成状況を監視し、取締役会において業績について報告、審議する。
- ② 監査等委員会設置会社として、経営における「監督機能」と「業務執行機能」をより明確に分離し、取締役会は監督に軸足をおき、重要な業務執行の権限を代表取締役社長等に委任することで意思決定の迅速化を図る。
- ③ 「取締役会規程」及び「稟議規程」に定める取締役会への付議事項については、社内規程に則り事前に「グループ経営会議」にて審議することにより、取締役会が効率的に管理・監督できる体制を構築する。

- (5) 当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ① 「関係会社管理規程」において、グループ運営上重要な子会社業務における承認事項及び報告事項を定め、子会社に対し当該事項に係るグループ経営会議での審議又は取締役会の承認を義務付け、連結ベースの中期経営計画、年度事業計画の策定等、グループ全体の状況を管理・監督し、業務の適正及び効率性を確保する。
 - ② 子会社のリスク管理の運用状況を確認するため、「グループリスク管理委員会」において子会社のリスク対応計画について報告を義務付け、定期的に管理状況のモニタリングを実施し、その審議内容を取締役に報告する。
 - ③ 「コンプライアンス規程」及び「内部通報制度運用規程」は当社グループすべての役職員に対し適用するものとしており、子会社のコンプライアンスの周知・徹底の為の教育・研修といった活動を支援し、監視体制を整備する。
 - ④ 監査室は子会社の業務の執行を監査し、法令又は定款に違反する恐れのある行為に対しては、子会社に対し是正を勧告する体制を構築する。
- (6) 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項と、当該使用人の取締役（監査等委員である者を除く。）からの独立性に関する事項並びに、監査等委員会の使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- ① 監査等委員会より職務を補助する使用人を置くことを求められた場合は、内部監査機関である監査室が補助し、監査室員の任命、異動と人事評価については監査等委員会と協議を行うこととする。
 - ② 監査等委員会は当該使用人に対し補助業務の指揮命令権を有し、監査等委員会の指示の実効性が確保されるよう適切に対応する。
- (7) 取締役及び使用人、並びに子会社の取締役、監査役、使用人又はこれらの者から報告を受けた者が監査等委員会に報告をするための体制等
- ① 取締役は、内部監査の結果並びに法令・定款に違反する恐れがある事実又は会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実を直ちに監査等委員会に報告する。また、監査等委員会は取締役から経営上の重要な事実についても、その報告を求めることができる体制を整備する。
 - ② 「内部通報制度運用規程」において、監査等委員会はその情報の受領先に加わり、その内部通報システムが有効に機能しているかを監視し検証する。また、監査等委員会は、平素より子会社の取締役及び使用人等との意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境整備を行う。
 - ③ 監査等委員会への報告を行った当社グループの役職員に対し当該報告を行ったことを理由にして、解雇その他不利益な取扱いを受けることのないよう、規程に定め報告者本人の保護に適切に対応する。
- (8) 監査等委員である取締役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続きその他の当該職務について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項及びその他監査等委員である取締役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ① 「監査等委員会規程」において、監査等委員である取締役がその職務の執行について費用の前払等の請求をしたときは、その費用を負担する旨を定め、監査の環境整備を行う。
 - ② 「監査等委員会規程」及び「監査等委員会監査等基準」において、代表取締役との定期的会合、内部監査部門等との連携及び会計監査人との連携を定め監査体制の実効性を高める。
- (9) 反社会的勢力排除に向けた体制
- 社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力に対しては、一切の関係を遮断し、不当要求に対しては毅然とした態度で臨む体制を構築する。

7. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社では、「内部統制システムの構築に関する基本方針」に基づいて、内部体制の整備とその適切な運用に努めております。本年度において実施いたしました内部統制上重要と考える主な取組は以下のとおりです。

(1) コンプライアンスに関する取組

「企業行動規範」「コンプライアンス規程」「内部者取引に関する規程」を定め、社内イントラネットに掲載し周知するとともに、法務コンプライアンス室を設置し、当社、グループ各社宛「コンプライアンス便り」を配信、定期的な「コンプライアンスメールマガジン」の発行、「コンプライアンス理解度テスト」の実施、「コンプライアンス推進担当者会議」の開催等法令遵守の意識の向上と不正行為の防止に努めております。

(2) リスク管理に関する取組

「グループリスク管理規程」に基づき、本年度はグループリスク管理委員会を2回（9月、2月）開催しております。同委員会において、当社各部門及び子会社から報告された重点リスク対応計画の進捗について定期的にモニタリングを行い、管理状況を取締役会に報告しております。

(3) 職務執行に関する取組

取締役会規程等に基づき取締役会における決議事項等の意思決定の手続きを定め、グループ経営会議を社長の意思決定のための協議機関とし、職務執行の効率化を図っております。本年度は取締役会を計19回開催し、グループ経営会議は18回開催しております。

(4) 子会社管理に関する取組

- ① 「関係会社管理規程」において子会社業務における承認・報告事項を定め、グループ経営会議やグループリスク管理委員会を通じ、子会社の不正再発防止対応を含む執行の管理監督を適切に行うとともに、取締役会において子会社から業務執行状況の報告を受けております。
- ② 当社及び子会社を対象にした内部監査は45拠点、93部署で実施し、監査結果について社長及び常勤監査等委員、さらに取締役会等の重要会議にて報告を行い、情報の共有を図っております。

(5) 監査等委員監査に関する取組

- ① 当社の監査等委員は、監査を有効かつ効率的に進めるために取締役会及びグループ経営会議等の重要な会議に出席するとともに、代表取締役、社外取締役、会計監査人並びに当社及び子会社の内部監査部門と定期的に情報交換を行っております。
- ② 「内部通報制度運用規程」において通報者に対する解雇等、不利益な取り扱いの禁止を定め、社内イントラネット上に通報制度の利用案内や、定期的なコンプライアンス情報の発信を通じグループ内での周知を図っております。また社外受付窓口として弁護士の受付体制を設け、通報者が本制度を利用しやすい環境づくりを行っております。

8. 株式会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針について特に定めておりません。

9. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社では、株主の皆様に対する利益還元を経営の重要課題と位置づけ、安定した利益配当を継続して実施することを基本方針としております。

連結貸借対照表

(2021年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流 動 資 産	47,106	流 動 負 債	19,627
現 金 及 び 預 金	8,653	支 払 手 形 ・ 工 事 未 払 金	10,437
受 取 手 形 ・ 完 成 工 事 未 収 入 金	33,755	短 期 借 入 金	1,100
未 成 工 事 支 出 金	3,216	1 年 内 返 済 予 定 の 長 期 借 入 金	758
材 料 貯 蔵 品	224	未 払 金	406
立 替 金	904	未 払 法 人 税 等	1,766
未 収 消 費 税 等	105	未 成 工 事 受 入 金	3,723
そ の 他	251	預 り 金	673
貸 倒 引 当 金	△4	賞 与 引 当 金	37
固 定 資 産	15,863	工 事 損 失 引 当 金	93
有 形 固 定 資 産	9,774	完 成 工 事 補 償 引 当 金	54
建 物 及 び 構 築 物	1,882	そ の 他	575
機 械 及 び 装 置	2,315	固 定 負 債	6,959
土 地	5,114	長 期 借 入 金	4,024
建 設 仮 勘 定	37	長 期 預 り 保 証 金	47
そ の 他	424	株 式 報 酬 引 当 金	50
無 形 固 定 資 産	2,603	特 別 修 繕 引 当 金	6
の れ ん	1,868	退 職 給 付 に 係 る 負 債	2,417
そ の 他	735	繰 延 税 金 負 債	410
投 資 そ の 他 の 資 産	3,485	そ の 他	2
投 資 有 価 証 券	2,856	負 債 合 計	26,587
破 産 更 生 債 権 等	2	(純資産の部)	
繰 延 税 金 資 産	338	株 主 資 本	36,164
そ の 他	338	資 本 金	1,000
貸 倒 引 当 金	△50	資 本 剰 余 金	459
		利 益 剰 余 金	35,967
		自 己 株 式	△1,262
		そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額	218
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	501
		退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	△282
		非 支 配 株 主 持 分	0
		純 資 産 合 計	36,383
資 産 合 計	62,970	負 債 純 資 産 合 計	62,970

連結損益計算書

(自 2020年4月1日)
(至 2021年3月31日)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		62,925
完成工事高		
売上原価		53,162
完成工事原価		
売上総利益		9,762
完成工事総利益		
販売費及び一般管理費		4,522
営業利益		5,239
営業外収益		
受取利息及び配当金	36	
特許権使用料	54	
受取保険金	34	
投資事業組合運用益	44	
還付消費税等	30	
スクラップ売却益	32	
財産評定損戻入益	7	
その他	61	302
営業外費用		
支払利息	8	
前受金保証料	30	
支払手数料	134	
その他	24	197
経常利益		5,344
特別損失		
固定資産除却損	22	22
税金等調整前当期純利益		5,322
法人税、住民税及び事業税	2,226	
法人税等調整額	△848	1,378
当期純利益		3,943
非支配株主に帰属する当期純利益		-
親会社株主に帰属する当期純利益		3,943

連結株主資本等変動計算書

(自 2020年4月1日)
(至 2021年3月31日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	1,000	459	32,977	△963	33,472
当期変動額					
剰余金の配当			△953		△953
親会社株主に帰属する 当期純利益			3,943		3,943
自己株式の取得				△300	△300
自己株式の処分		—		1	1
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当期変動額合計	—	—	2,990	△299	2,691
当期末残高	1,000	459	35,967	△1,262	36,164

	その他の包括利益累計額			非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	退職給付に係る 調整累計額	その他の 包括利益 累計額合計		
当期首残高	315	△470	△154	—	33,318
当期変動額					
剰余金の配当					△953
親会社株主に帰属する 当期純利益					3,943
自己株式の取得					△300
自己株式の処分					1
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	185	188	373	0	373
当期変動額合計	185	188	373	0	3,064
当期末残高	501	△282	218	0	36,383

連 結 注 記 表

I. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数及び連結子会社の名称

連結子会社の数	5社
連結子会社の名称	オリエンタル白石株式会社 株式会社タイコー技建 山木工業ホールディングス株式会社 山木工業株式会社 日本橋梁株式会社

(2) 非連結子会社の名称等

該当事項はありません。

(3) 連結の範囲の変更

山木工業ホールディングス株式会社の株式取得に伴い、同社およびその完全子会社である山木工業株式会社を連結の範囲に含めております。

2. 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

3. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

a 満期保有目的の債券
償却原価法（定額法）

b その他有価証券

時価のあるもの 決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの 主として、移動平均法による原価法

② たな卸資産

未成工事支出金 個別法による原価法

材料 月別移動平均法による原価法

貯蔵品 主として、最終仕入原価法

(注) いずれも収益性の低下による簿価切下げの方法により算出

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

- ① 有形固定資産 定額法
(リース資産を除く) なお、連結子会社については、建物を除き、定率法によっております。
また、主な耐用年数は次のとおりであります。
- | | |
|---------|-------|
| 建物及び構築物 | 2～54年 |
| 機械及び装置 | 2～17年 |
- ② 無形固定資産 定額法
(リース資産を除く) なお、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。
- ③ リース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

(3) 重要な引当金の計上基準

- ① 貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等の特定債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
- ② 賞与引当金 従業員の賞与支給に備えるため、支給見込額のうち当連結会計年度に負担すべき金額を計上しております。
- ③ 工事損失引当金 受注工事に係る損失に備えるため、当連結会計年度末未引渡工事のうち損失の発生が見込まれ、かつ金額を合理的に見積もることができる工事について、損失見積額を計上しております。
- ④ 完成工事補償引当金 完成工事の瑕疵補修費の支出に備えるため、将来の見積補修額を計上しております。
- ⑤ 株式報酬引当金 当社及び当社グループの取締役（社外取締役を除く）・執行役員に対する将来の当社株式の交付に備えるため、株式交付規程に基づく負担額を計上しております。
- ⑥ 特別修繕引当金 保有する有形固定資産の定期修繕等に備えるため、将来の修繕見込み額を計上しております。

(4) 重要な収益及び費用の計上基準

売上高の計上基準

当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）を、その他の工事については工事完成基準を適用しております。

(5) 退職給付に係る負債の計上基準

従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における見込額に基づき、退職給付債務から年金資産の額を控除した額を計上しております。

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までに帰属させる方法につ

いては、期間定額基準によっております。

数理計算上の差異につきましては、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌年度より費用処理しております。

未認識数理計算上の差異の未処理額については、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

また、一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(6) 重要なヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。

ただし、金利スワップについて特例処理の要件を満たす場合は特例処理を採用しております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段 金利スワップ

ヘッジ対象 借入金

③ ヘッジ方針

借入れによる資金調達については、社内ルールに基づき金利変動リスクをヘッジしております。

④ ヘッジの有効性評価の方法

ヘッジ手段とヘッジ対象の対応関係を確認することにより、有効性を評価しております。

(7) その他連結計算書類作成のための重要な事項

① 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式を採用しております。

② 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

③ 関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則及び手続

建設工事共同企業体(以下、「JV」といいます。)の会計処理については、JVの構成員企業の持分割合に応じて決算に取り込んで処理する方式によっております。

4. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、山木工業ホールディングス株式会社及び山木工業株式会社の決算日は、5月31日であります。

連結計算書類の作成にあたっては、2月28日現在で実施した仮決算に基づく計算書類を使用しております。なお、その他の連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

II. 表示方法の変更に関する注記

1. 「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（企業会計基準第31号2020年3月31日）を当連結会計年度の年度末に係る連結計算書類から適用し、連結計算書類に会計上の見積りに関する注記を記載しております。

Ⅲ. 会計上の見積りに関する注記

1. 工事進行基準による収益認識

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に記載した金額

工事進行基準による完成工事高（未完成工事）	41,545百万円
-----------------------	-----------

(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

完成工事高及び完成工事原価の計上は、「工事契約に関する会計基準」（企業会計基準第15号2007年12月27日）及び「工事契約に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第18号2007年12月27日）を適用し、当該基準等の要件である工事収益総額、工事原価総額及び決算日における工事進捗度を信頼性をもって見積ることのできる工事について工事進行基準を適用しております。

工事原価総額は、原価要素別・作業内容別に個別に積み上げ、所定の承認手続を経て確定された実行予算に基づいて見積っており、工事の進行途上において工事内容の変更等が行われる場合には、当該状況の変化に関する情報を適時に適切な部署・権限者に伝達し、当該情報をもとに実行予算の見直しを行うことで、工事原価総額の見積りに反映させております。

今後、想定していなかった状況の変化等により工事原価総額の見積りの見直しが改めて必要となった場合、将来の業績に影響を及ぼす可能性があります。

Ⅳ. 連結貸借対照表に関する注記

1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

(1) 担保に供している資産

建物及び構築物	104百万円
土地	560百万円
計	665百万円

(2) 担保に係る負債

1年内返済予定の長期借入金	99百万円
長期借入金	166百万円
計	266百万円

（注）当該資産の根抵当権に係る極度額は600百万円であります。

2. 固定資産の減価償却累計額

有形固定資産	9,941百万円
--------	----------

3. 連結会計年度末日満期手形

該当事項はありません。

4. コミットメントライン

当社は、運転資金の効率的な調達を行うためシンジケーション方式によるコミットメントライン契約を締結しております。

当連結会計年度末におけるコミットメントライン契約に係る借入金未実行残高等は次のとおりであります。

コミットメントライン契約の総額	4,500百万円
借入実行残高	一百万円
差引額	4,500百万円

V. 連結損益計算書に関する注記

1. 工事進行基準による完成工事高 62,149百万円
2. 完成工事原価に含まれる工事損失引当金繰入額 49百万円

VI. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計 年度期首	増加	減少	当連結会計 年度末
普通株式（株）	122,513,391	—	—	122,513,391
合計（株）	122,513,391	—	—	122,513,391

2. 自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計 年度期首	増加	減少	当連結会計 年度末
普通株式（株）	3,359,604	1,235,351	—	4,594,955

（変動事由の概要）

増加の内訳は、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づく自己株式の取得1,231,700株及び単元未満株式の買取りによる3,651株であります。

また、上記の自己保有株式のほか、株式報酬制度に係る信託（株式会社日本カストディ銀行（信託口））が保有する当社株式759,100株を連結計算書類上及び計算書類上、自己株式として処理しております。

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

- ① 配当金の総額 953百万円
- ② 1株当たり配当額 8円
- ③ 配当の原資 利益剰余金
- ④ 基準日 2020年3月31日
- ⑤ 効力発生日 2020年6月25日

- (2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの該当事項はありません。

(注) 当社は2021年4月1日、当社の完全子会社であるオリエンタル白石株式会社を存続会社として合併しております。

当期剰余金の配当につきましては、2021年3月31日付の当社最終株主名簿に記載又は記録された普通株主様又は登録株式質権者様に対してオリエンタル白石株式会社より、普通株式1株当たり8円の配当を実施させていただく予定であります。

Ⅶ. 金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については短期的な預金及び満期保有目的の債券等に限定し、資金調達については運転資金や設備資金などを銀行借入及び社債発行により行う方針であります。また、実需原則を遵守し、投機目的やトレーディング目的のための金融商品取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形・完成工事未収入金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、当社グループの取引限度規程及びリスク管理規程等に従い、取引限度額の設定や与信管理などを行っております。

投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。当該リスクに関しては、定期的に把握された時価を含めた情報を取締役に報告し、審議検討されております。

営業債務である支払手形・工事未払金は、1年以内の支払期日であります。

借入金のうち、短期借入金は主に運転資金であり、長期借入金は主に経営安定化を図るための資金調達であります。変動金利の借入金は、金利の変動リスクに晒されております。当該リスクに関しては、個別契約ごとにデリバティブ取引（金利スワップ）の採用を含めた検討を取締役会において行うこととしております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2021年3月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次の通りであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表に含めておりません。（（注2）参照）

（単位：百万円）

	連結貸借対照表 計上額(※)	時価(※)	差額
(1) 現金及び預金	8,653	8,653	—
(2) 受取手形・完成工事未収入金	33,755	33,755	—
(3) 立替金	904	904	—
(4) 投資有価証券			
① 満期保有目的の債券	534	532	△2
② その他有価証券	1,843	1,843	—
(5) 破産更生債権等	2	2	—
貸倒引当金	(2)	(2)	—
計	—	—	—
(6) 支払手形・工事未払金	(10,437)	(10,437)	—
(7) 短期借入金	(1,100)	(1,100)	—
(8) 1年内返済予定の長期借入金	(758)	(758)	—
(9) 未払金	(406)	(406)	—
(10) 預り金	(673)	(673)	—
(11) 長期借入金	(4,024)	(4,003)	△21

(※)負債に計上されているものについては、()で示しております。

(注1)金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形・完成工事未収入金、(3) 立替金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4) 投資有価証券

この時価について、債券は取引金融機関から提示された価格によっており、株式は市場価格によっております。

(5) 破産更生債権等

これらについては、回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は決算日における貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似しており、当該価額をもって時価としております。

(6) 支払手形・工事未払金、(7) 短期借入金、(8) 1年内返済予定の長期借入金、(9) 未払金、(10) 預り金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によ

っております。

(11) 長期借入金

一定の期間ごとに区分した当該長期借入金の元利金の合計額を同様の借入において想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(注2)非上場株式(連結貸借対照表計上額478百万円)は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(4)投資有価証券」には含めておりません。

VIII. 1株当たり情報に関する注記

1. 1株当たり純資産額 310円54銭

(注)株式報酬制度に係る信託(株式会社日本カストディ銀行(信託口))が保有する当社株式を、1株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式に含めております。なお、同信託が保有する当社株式数は、当連結会計年度末において、759,100株であります。

2. 1株当たり当期純利益 33円47銭

(注)株式報酬制度に係る信託(株式会社日本カストディ銀行(信託口))が保有する当社株式を、1株当たり当期純利益金額の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。なお、同信託が保有する当社株式の期中平均株式数は、当連結会計年度末において、764,857株であります。

IX. 重要な後発事象

(共通支配下の取引等)

当社は、2021年4月1日に当社完全子会社であるオリエンタル白石株式会社を存続会社として合併し、消滅いたしました。

1. 取引の概要

(1)結合当事企業の名称及びその事業の内容

結合企業(吸収合併存続会社)

企業の名称 オリエンタル白石株式会社

事業の内容 プレストレストコンクリートの建設工事及び製造販売、
ニューマチックケーソン・補修補強の建設工事、
耐震補強建築工事の設計・施工、
建設工事事用資材の販売、太陽光発電による売電事業

被結合企業(吸収合併消滅会社)

企業の名称 O S J Bホールディングス株式会社

事業の内容 グループ各社への経営指導、固定資産の賃貸、不動産賃貸

(2)企業結合日

2021年4月1日

(3) 企業結合の法的形式

当社の連結完全子会社であるオリエンタル白石株式会社を吸収合併存続会社、当社を吸収合併消滅会社とする吸収合併であります。

(4) 結合後企業の名称

オリエンタル白石株式会社

(5) 合併に係る割当の内容

当社の普通株式（保有自己株式は除く。）1株に対して、オリエンタル白石株式会社の普通株式1株を割当て交付いたしました。

(6) その他取引の概要に関する事項

合併による持株会社体制の解消により、意思決定の迅速化に加え、追加的な運営コストの削減や経営効率の改善が可能となり、同時に取締役会で定める戦略や方向性がより明確になるものと考えております。今後は、オリエンタル白石株式会社が保有する経営資源（人材、資金、施設など）をグループ全体でより機動的に共有・有効活用し、さらなる業績向上につなげていくとともに、同社が親会社になることで、受注、技術開発、投資等の事業展開が市場に伝わりやすくなり、グループの社会的知名度も向上すると期待しております。

なお、存続会社をオリエンタル白石株式会社としましたのは、事業会社である同社の各種許認可等を継続させる事など事業活動に関する様々な影響を最小限にするためであります。

2. 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 2019年1月16日）および「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 2019年1月16日）に基づき、共通支配下の取引として処理を行い、オリエンタル白石株式会社が当社の連結計算書類を引き継いでおります。

X. 追加情報

（会計方針等）

「会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号 2020年3月31日）を当連結会計年度の年度末に係る連結計算書類から適用し、「関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則及び手続」を開示しております。

（取締役等に対する株式報酬制度）

当社グループは、2019年8月より、当社の株式価値と当社取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。以下同じ。）及び当社グループの取締役（社外取締役を除く。以下同じ。）・執行役員（当社取締役と併せて、以下、「対象取締役等」という。）の報酬との連動性をより明確にし、対象取締役等が株価の変動による利益・リスクを株主の皆様と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的として、対象取締役等に対する株式報酬制度（以下「本制度」）を導入しております。

（1）取引の概要

本制度は、当社グループが金銭を拠出することにより設定する信託（以下、「本信託」とい

う。)が当社株式を取得し、当社取締役会で定める株式交付規程に基づき、各対象取締役等に付与するポイントの数の相当する数の当社株式が本信託を通じて各対象取締役等に対して交付される株式報酬制度であります。なお、各対象取締役等が当社株式の交付を受ける時期は、原則として各対象取締役等の退任時であります。

また、上記の当連結会計年度末の負担見込額については、株式報酬引当金として計上しております。

(2) 信託に残存する自社の株式

信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額(付随費用の金額を除く)により純資産の部に自己株式として計上しております。当該自己株式の帳簿価額及び株式数は当連結会計年度末173百万円、759,100株であります。

(企業結合等関係)

(取得による企業結合)

当社の完全子会社であるオリエンタル白石株式会社(以下、「オリエンタル白石」という。)は、2021年2月19日付で山木工業ホールディングス株式会社の株式を取得し、子会社化(当社の孫会社化)いたしました。

1. 企業結合の概要

(1) 被取得企業の名称及びその事業の内容

被取得企業の名称 山木工業ホールディングス株式会社

事業の内容 港湾関連の土木工事業等を目的とした会社(子会社：山木工業株式会社)
の株式保有を通じた経営指導

(2) 企業結合を行った主な理由

山木工業ホールディングス株式会社は、小名浜港での港湾関連工事を主力事業とする山木工業株式会社を100%子会社として有しており、山木工業株式会社の福島県やいわき市での工事実績を活用することにより、オリエンタル白石が得意とする橋梁工事の受注機会の拡大が期待されるとともに、オリエンタル白石のネットワークを活用することで山木工業株式会社における港湾土木工事の受注機会の拡大も期待できることから、本株式取得を決定したものであります。

(3) 企業結合日

2021年2月19日

(4) 企業結合の法的形式

現金による株式取得

(5) 結合後企業の名称

変更ありません。

(6) 取得した議決権比率

99.9%

(7) 取得企業を決定するに至った主な根拠

オリエンタル白石が現金を対価として株式を取得することによります。

2. 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得の対価 現金 3,730百万円

取得原価 3,730百万円

3. 主要な取得関連費用の内容及び金額

アドバイザー費用等 90百万円

4. 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

①発生したのれん

1,868百万円

なお、上記の金額は、企業結合日以後、決算日までの期間が短く、企業結合日時点の識別可能資産及び負債の特定及び時価の見積りが未了であるため、取得原価の配分が完了しておらず、暫定的に算定された金額であります。

②発生原因

取得原価が企業結合時における時価純資産の持分相当額を上回ったため、その差額をのれんとして認識しております。

③償却方法及び償却期間

効果の発現する期間にわたって均等償却します。また、償却期間につきましては、現時点では確定しておりません。

5. 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

流動資産 6,510百万円

固定資産 474百万円

資産合計 6,984百万円

流動負債 4,897百万円

固定負債 224百万円

負債合計 5,122百万円

貸借対照表

(2021年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流 動 資 産	2,581	流 動 負 債	1,627
現 金 及 び 預 金	263	1年内返済予定の長期借入金	285
前 払 費 用	17	未 払 金	31
短 期 貸 付 金	800	未 払 法 人 税 等	1,301
1年内回収予定の長期貸付金	285	そ の 他	9
未 収 入 金	1,124	固 定 負 債	968
未 収 消 費 税 等	89	長 期 借 入 金	500
そ の 他	1	株 式 報 酬 引 当 金	50
固 定 資 産	8,795	長 期 預 り 保 証 金	47
有 形 固 定 資 産	2,685	繰 延 税 金 負 債	370
建 物	604	負 債 合 計	2,595
構 築 物	3	(純資産の部)	
工 具、器 具 及 び 備 品	35	株 主 資 本	8,755
土 地	2,042	資 本 金	1,000
無 形 固 定 資 産	499	資 本 剰 余 金	459
ソ フ ト ウ ェ ア	499	資 本 準 備 金	453
投 資 其 他 の 資 産	5,610	そ の 他 資 本 剰 余 金	5
投 資 有 価 証 券	132	利 益 剰 余 金	8,558
関 係 会 社 株 式	4,917	そ の 他 利 益 剰 余 金	8,558
長 期 貸 付 金	560	固 定 資 産 圧 縮 積 立 金	885
		繰 越 利 益 剰 余 金	7,673
		自 己 株 式	△1,262
		評 価 ・ 換 算 差 額 等	26
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	26
		純 資 産 合 計	8,781
資 産 合 計	11,377	負 債 純 資 産 合 計	11,377

損 益 計 算 書

(自 2020年4月1日)
(至 2021年3月31日)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
営 業 収 益		1,570
営 業 費 用		259
営 業 総 利 益		1,310
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		329
営 業 利 益		981
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	24	
受 取 配 当 金	0	
投 資 事 業 組 合 運 用 益	44	
特 許 権 使 用 料	38	
雑 収 入	9	117
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	13	
支 払 手 数 料	23	37
経 常 利 益		1,060
税 引 前 当 期 純 利 益		1,060
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	791	
法 人 税 等 調 整 額	△882	△90
当 期 純 利 益		1,151

株主資本等変動計算書

(自 2020年4月1日)
(至 2021年3月31日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本							
	資 本 金	資本剰余金			利益剰余金			
		資本準備金	その他資本 剰余金	資本剰余金 合計	その他 利益剰余金			利益剰余金 合計
					固定資産圧 縮積立金	固定資産圧 縮特別勘定 積立金	繰越利益剰 余金	
当期首残高	1,000	453	5	459	—	2,844	5,516	8,360
当期変動額								
剰余金の配当							△953	△953
固定資産圧縮積立金の積立					894		△894	—
固定資産圧縮積立金の取崩					△9		9	—
固定資産圧縮特別勘定積立金の取崩						△2,844	2,844	—
当期純利益							1,151	1,151
自己株式の取得								
自己株式の処分								
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）								
当期変動額合計	—	—	—	—	885	△2,844	2,157	198
当期末残高	1,000	453	5	459	885	—	7,673	8,558

	株 主 資 本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評 価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	△963	8,856	—	—	8,856
当期変動額					
剰余金の配当		△953			△953
固定資産圧縮積立金の積立					
固定資産圧縮積立金の取崩					
固定資産圧縮特別勘定積立金の取崩					
当期純利益		1,151			1,151
自己株式の取得	△300	△300			△300
自己株式の処分	1	1			1
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）			26	26	26
当期変動額合計	△299	△100	26	26	△74
当期末残高	△1,262	8,755	26	26	8,781

個 別 注 記 表

I. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

① 子会社株式 移動平均法による原価法

② その他有価証券

時価のあるもの 決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの 総平均法による原価法

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産 定額法

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 13～26年

構築物 19年

工具、器具及び備品 4～6年

(2) 無形固定資産 定額法

なお、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

3. 引当金の計上基準

(1) 株式報酬引当金

当社及び当社グループの取締役（社外取締役を除く）・執行役員に対する将来の当社株式の交付に備えるため、株式交付規程に基づく負担額を計上しております。

4. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式を採用しております。

(2) 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

II. 貸借対照表に関する注記

1. 担保に供している資産

該当事項はありません。

2. 固定資産の減価償却累計額

有形固定資産

46百万円

3. 関係会社に対する金銭債権債務

短期金銭債権	2,187百万円
長期金銭債権	560百万円
短期金銭債務	0百万円
長期金銭債務	一百万円

4. 保証債務

連結子会社の金融機関からの支払承諾保証について連帯保証を行っております。なお、保証極額は600百万円であり、同契約による保証残高はありません。

5. コミットメントライン

当社は、運転資金の効率的な調達を行うためシンジケーション方式によるコミットメントライン契約を締結しております。

当事業年度末におけるコミットメントライン契約に係る借入金未実行残高等は次のとおりであります。

コミットメントライン契約の総額	4,500百万円
借入実行残高	一百万円
差引額	4,500百万円

Ⅲ. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高

営業収益 1,530百万円

営業費用 96百万円

営業取引以外による取引高 45百万円

Ⅳ. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	3,359,604	1,235,351	—	4,594,955

(変動事由の概要)

増加の内訳は、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づく自己株式の取得1,231,700株及び単元未満株式の買取りによる3,651株であります。

また、上記の自己保有株式のほか、株式報酬制度に係る信託（株式会社日本カストディ銀行（信託口））が保有する当社株式759,100株を連結計算書類上及び計算書類上、自己株式として処理しております。

Ⅴ. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因

繰延税金資産

未払事業税等 26百万円

株式報酬引当金 15百万円

その他 6百万円

繰延税金資産 小計 48百万円

評価性引当額 △17百万円

繰延税金資産 合計 31百万円

繰延税金負債

圧縮積立金 △390百万円

その他有価証券評価差額金 △11百万円

繰延税金負債 合計 △402百万円

繰延税金負債の純額 △370百万円

VI. 関連当事者に関する注記

1. 親会社及び法人主要株主等

該当事項はありません。

2. 子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	オリエンタル 白石株式会社	所有 直接100%	役員の兼任 (4名) 経営指導 資金の貸付 資金の借入 債務の被保証	経営指導料等 (注1)	335	未収入金	—
				資金の回収 (注2)	285	1年内回収予定 の長期貸付金	285
						長期貸付金	560
				利息の受取 (注2)	10	流動資産 その他	—
				債務の被保証 (注3)	786	—	—
連結納税精算金	725	未収入金	973				
子会社	日本橋梁 株式会社	所有 直接100%	役員の兼任 (1名) 経営指導 資金取引 債務の被保証	資金の貸付 (注2)	2,300	短期貸付金	800
				資金の回収 (注2)	2,600		
				利息の受取 (注2)	13	流動資産 その他	—
子会社	株式会社タ イコー技建	所有 間接100%	資金の借入	連結納税精算金	80	未収入金	60

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 経営指導料等は、業務内容等を勘案し決定しています。

(注2) 貸付金利については、市場金利等を勘案して利率を決定しております。

(注3) 当社の金融機関からの借入債務の一部について連帯保証を受けており、取引金額には借入金残高を記載しております。なお、保証料の支払は行っておりません。

(注4) 取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。

VII. 1株当たり情報に関する注記

1. 1株当たり純資産額 74円95銭

(注) 株式報酬制度に係る信託(株式会社日本カストディ銀行(信託口))が保有する当社株式を、1株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式に含めております。なお、同信託が保有する当社株式数は、当事業年度末において、759,100株であります。

2. 1株当たり当期純利益 9円77銭

(注) 株式報酬制度に係る信託(株式会社日本カストディ銀行(信託口))が保有する当社株式を、1株当たり当期純利益金額の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。なお、同信託が保有する当社株式の期中平均株式数は、当事業年度末において、764,857株であります。

VIII. 重要な後発事象

(共通支配下の取引等)

連結計算書類の「注記事項(重要な後発事象)」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

IX. 追加情報

(取締役に対する株式報酬制度)

当社は、2019年8月より、当社の株式価値と当社取締役(監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。以下同じ。)の報酬との連動性をより明確にし、対象取締役が株価の変動による利益・リスクを株主の皆様と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的として、対象取締役に対する株式報酬制度(以下「本制度」)を導入しております。

(1) 取引の概要

本制度は、当社が金銭を拠出することにより設定する信託(以下、「本信託」という。)が当社株式を取得し、当社取締役会で定める株式交付規程に基づき、各対象取締役に付与するポイントの数に相当する数の当社株式が本信託を通じて各対象取締役に対して交付される株式報酬制度であります。なお、各対象取締役が当社株式の交付を受ける時期は、原則として各対象取締役の退任時であります。

また、上記の当事業年度末の負担見込額については、株式報酬引当金として計上しております。

(2) 信託に残存する自社の株式

信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額(付随費用の金額を除く)により純資産の部に自己株式として計上しております。当該自己株式の帳簿価額及び株式数は当事業年度末174百万円、759,100株であります。